

資料14 市区町村における相談窓口の設置状況

市区町村の消費相談窓口設置率は年々上昇し、設置率は9割を超えている。

	平成22年	平成23年		平成24年		増減※
			前年度差		前年度差	
相談窓口の市区町村 (設置率)	1,490 (86.1%)	1,580 (91.4%)	90 (5.4%)	1,603 (93.1%)	23 (1.7%)	113 (7.0%)
うちセンター設置	525	636	111	725	89	200
うち単独設置	462	536	74	577	41	115
広域連携	63	100	37	148	48	85
うち相談窓口設置	965	944	-21	878	-66	-87
うち単独設置	959	939	-20	869	-70	-90
広域連携	6	5	-1	9	4	3
相談窓口未設置の市区町村数 (未設置率)	241 (13.9%)	148 (8.6%)	-93 (▲ 5.4%)	119 (6.9%)	-29 (▲ 1.7%)	-122 (▲ 7.0%)
(参考)市区町村数	1,731	1,728	-3	1,722	-6	-9

※広域連携、一部事務組合または広域的連携により相談窓口(消費生活センター含む)を設置した管内自治体については、設置自治体として整理。

※増減は平成22年4月1日からの比較。

※市区町村に政令指定都市は、含まれていない

(参考)消費相談窓口と消費生活センターについて

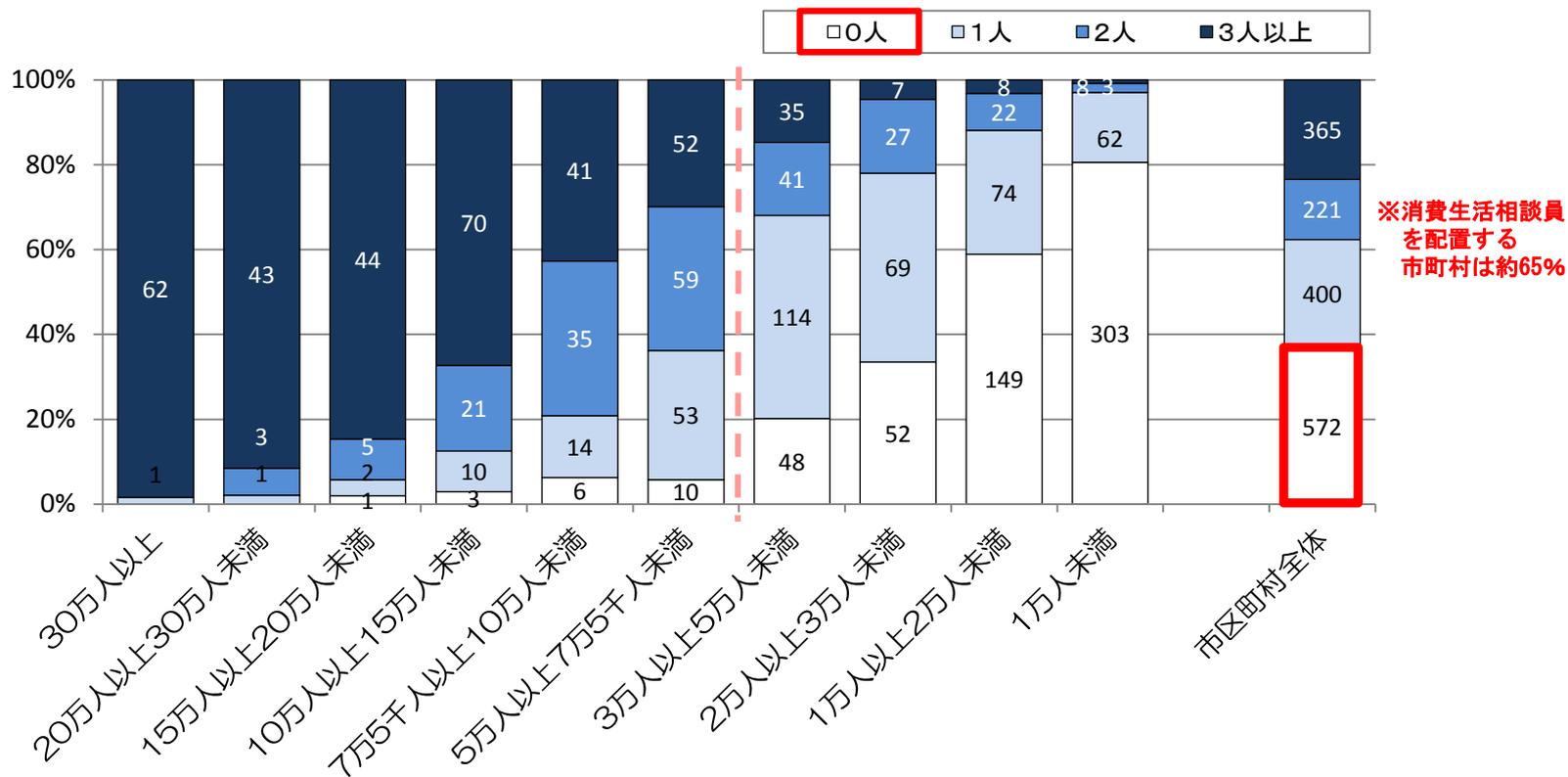
○消費生活センターとは、消費生活相談窓口のうち以下の3つの要件を満たすものをいう。

- ① 消費生活相談について専門的な知識及び経験を有する者を消費生活相談とあっせんの事務に従事させるものであること。
- ② PIO-NET等の消費生活相談等の事務の効率的な実施のために適切な電子情報処理組織その他の設備を備えているものであること。
- ③ 消費生活相談とあっせんの事務を1週間につき4日以上行うことができるものであること。

各年4月1日現在

資料15 市区町村における人口規模別、相談員数別の自治体数

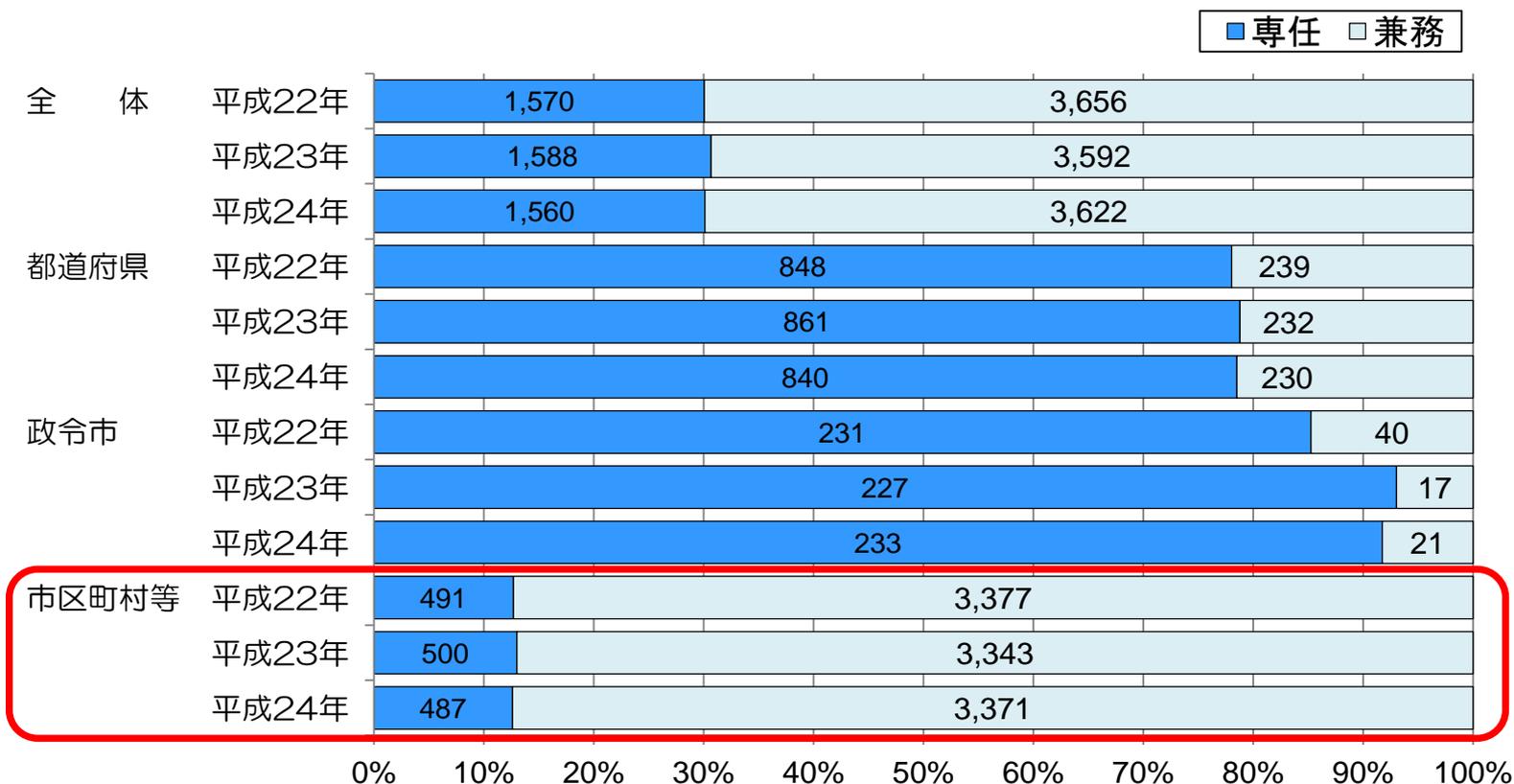
人口規模が5万人未満になると、消費生活相談員を配置しない自治体が多くなる。



※平成24年4月1日現在
 ※ 広域連合、一部事務組合を除く。

資料16 「専任」「兼務」別の消費者行政担当事務職員数

市区町村等における消費者行政担当事務職員は、他の事務と兼務している割合が高い。



※各年4月1日現在

※市区町村等には、広域連合、一部事務組合を含む。

資料17 消費生活相談員の任用形態

消費生活相談員のうち、約75%が非常勤職員、約20%が委託。

採用形態別相談員数

単位(人)

	定数内 (常勤職員)	定数外 (非常勤職員)	法人委託	個人委託	計
平成22年	84 (2.7%)	2,420 (76.9%)	435 (13.8%)	207 (6.6%)	3,146
平成23年	119 (3.6%)	2,524 (76.0%)	427 (12.9%)	251 (7.6%)	3,321
平成24年	126 (3.7%)	2,557 (75.4%)	458 (13.5%)	250 (7.4%)	3,391

定数外の採用形態別相談員数

	特別職 非常勤職員	一般職 非常勤職員	臨時的 任用職員	任期付短時 間勤務職員	その他
平成22年	1,749 (72.3%)	464 (19.2%)	141 (5.8%)	10 (0.4%)	56 (2.3%)
平成23年	1,726 (68.4%)	548 (21.7%)	175 (6.9%)	13 (0.5%)	62 (2.5%)
平成24年	1,720 (67.3%)	561 (21.9%)	199 (7.8%)	10 (0.4%)	67 (2.6%)

※各年4月1日現在

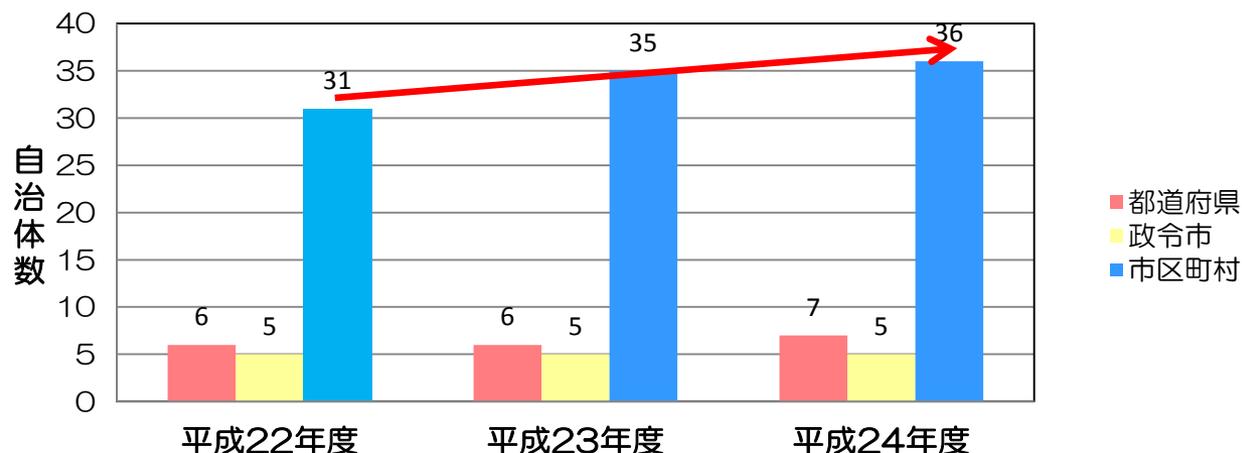
※広域連合、一部事務組合を含む。

※増減は平成22年4月1日からの比較。

資料18 相談事業の実施状況(委託等の状況)

全国で約50の自治体が、法人委託を実施。

相談事業の実施状況(全体)



	都道府県			政令市			市区町村等			全体			
	平成22年	平成23年	平成24年	増減									
直営	40	40	39	13	13	14	414	477	519	467	530	572	105
法人委託	6	6	7	5	5	5	31	35	36	42	46	48	6
個人委託	0	0	0	0	0	0	16	22	22	16	22	22	6
指定管理	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	3	3	0
その他	0	0	0	0	0	0	3	3	3	3	3	3	0

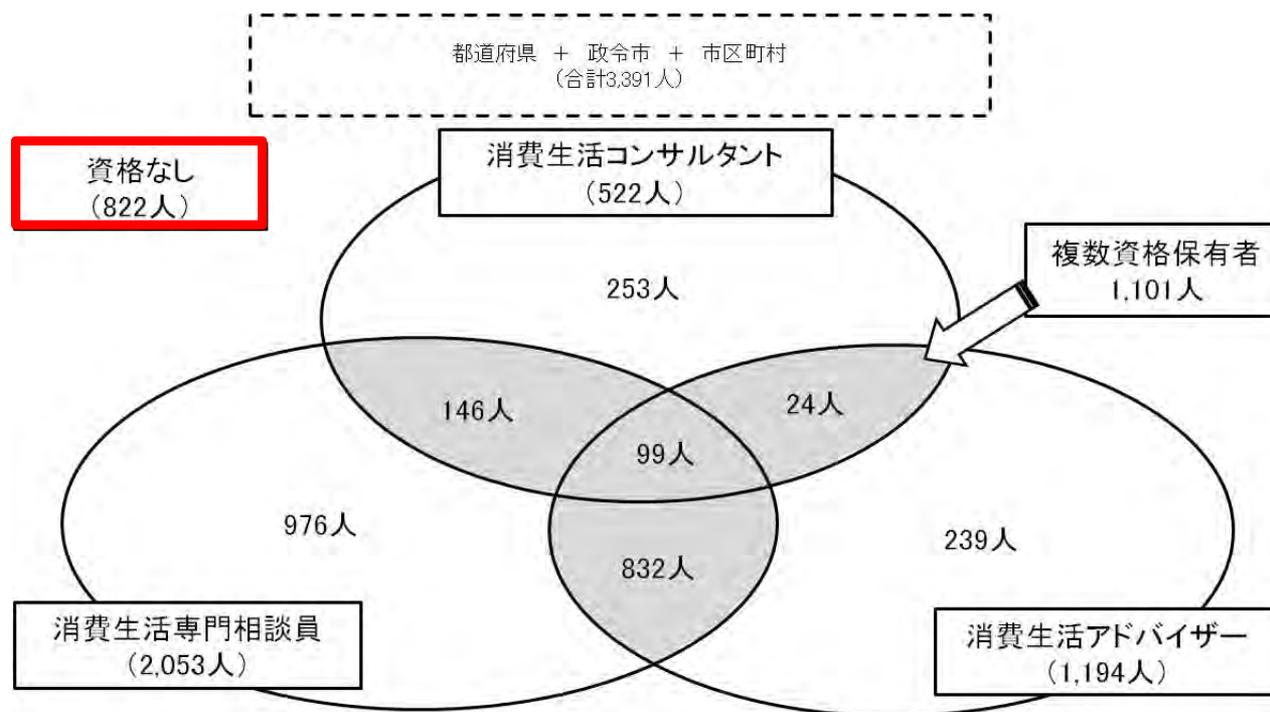
※各年4月1日現在

※市区町村等には、広域連合、一部事務組合を含む(政令市除く)。

出典：平成24年度地方消費者行政の現況調査(第2次)

資料19 消費生活相談員の資格保有状況

自治体で相談員として働く者のうち約4分の1が3資格のいずれも保有していない。



注1：「消費生活専門相談員」の資格保有者ではあるが自治体で相談員として働いていない者は約3,100人（※）

注2：「消費生活コンサルタント」の資格保有者ではあるが自治体で相談員として働いていない者は約2,500人（※）

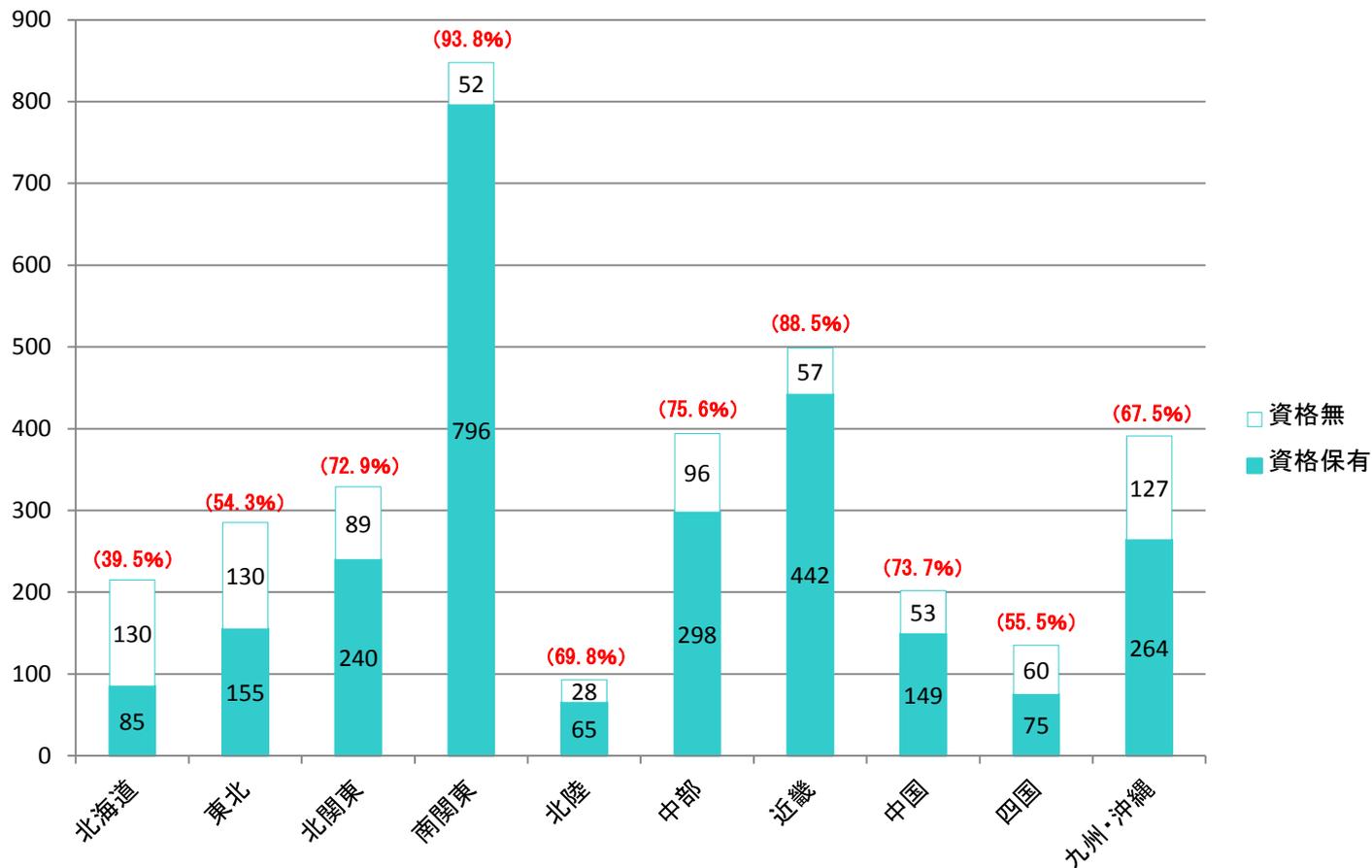
注3：「消費生活アドバイザー」の資格保有者ではあるが自治体で相談員として働いていない者は約10,200人（※）

※平成24年4月1日現在

※各資格試験実施団体からのヒアリングによる資格保有者数から自治体で相談員として働いている当該資格保有者数を差し引くことにより求めた。

資料20 ブロックごとの資格保有率

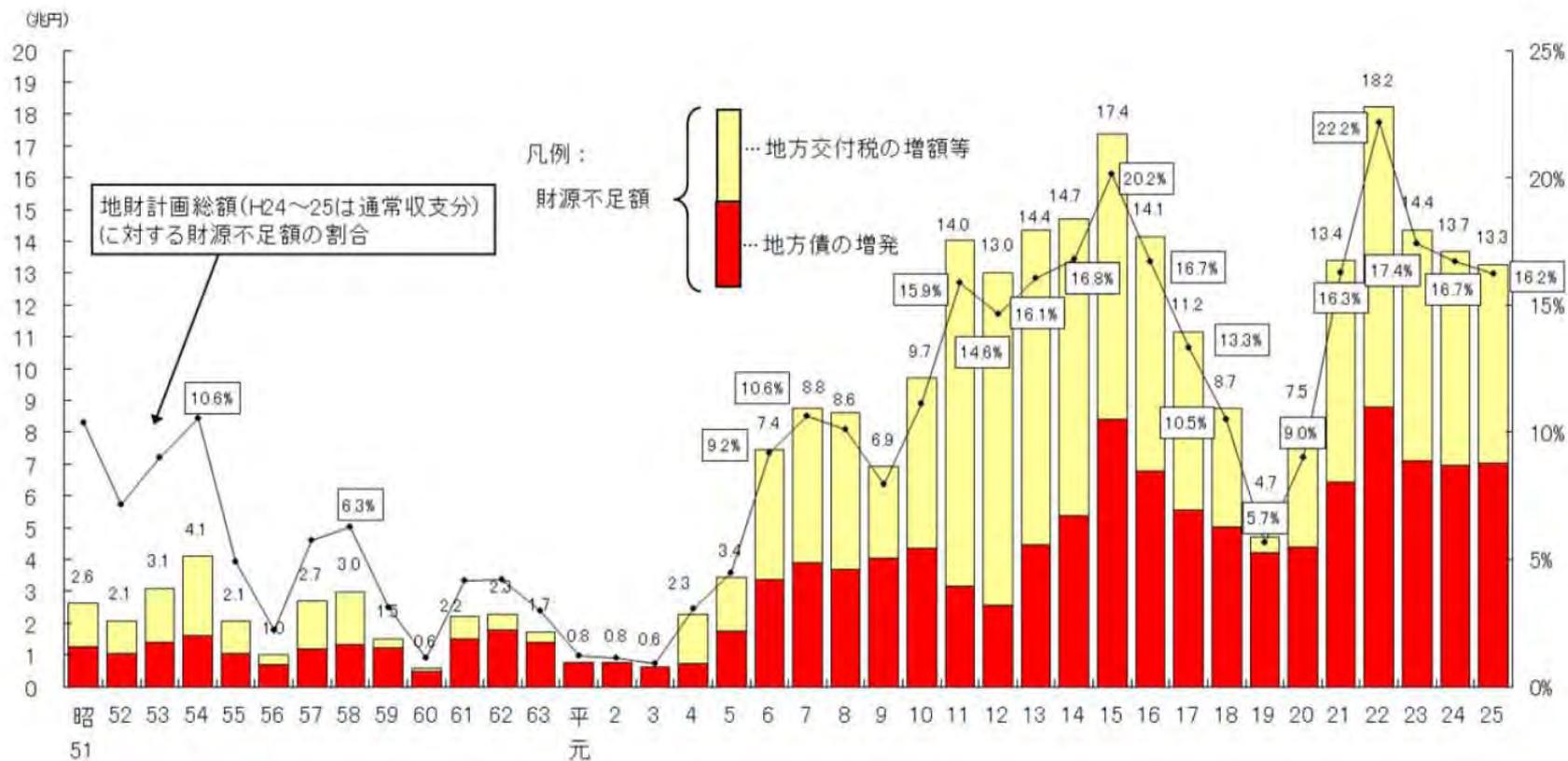
ブロックによる地域的な偏在がみられる。



※カッコ内のパーセンテージはブロック内における資格保有者の割合を表す（小数点第二位以下は切り捨て）

資料21 地方財政の財源不足の状況

平成25年度は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が一定程度増加する一方で、社会保障関係費の自然増や公債費が高い水準で推移し、13.3兆円の財源不足となった。



※財源不足額及び補填措置は補正後の額（平成25年度は当初）